

賠償措置額の特例額について

1. 原賠法の施行令においては、原子炉の運転等の種類に応じ法定措置額より低額の賠償措置額が定められているが、これについても法定措置額の引き上げに伴い、国際水準、民間保険引受能力等を勘案して相応の引き上げを行うことが適当と考えられる。

2. 現行特例額の規定の仕方

特例額を設定する原子炉の運転等の行為は、

- ①法定措置額の引上げ率とのバランス
- ②国際水準（我が国と類似の特例額制度を採用しているドイツの立法例や改正ウィーン条約等の要請(注)）
- ③原子炉の運転等の規模比較

等を勘案して３段階の賠償措置額に分けているところ。（別紙参照）

これらの区分については、必ずしも厳密な規模等の比較検討の結果によるものではないものの、一方で被害者の保護と原子力事業の健全な発達という法目的にも照らしつつ、法制度としての簡潔性への配慮の必要性をも勘案して（原子炉の運転等の種類によってより詳細な区分を設けることは制度の運用をいたずらに複雑にするおそれがあること）、３区分としているものである。

なお、法定措置額よりも低額であっても、原子力事業者の無限責任や政府の援助の規定は変わるものではなく、被害者保護に当たって遺漏無きように措置されていることは当然である。

（注）改正ウィーン条約においても、低額の賠償措置を認めているが、５００万ＳＤＲ（約９億円）を下回ってはならないとされている。

【第Ⅴ条パラ２】

3. 現行特例額の仕組み

本業（原子炉の運転、加工、再処理、使用等）については、当該行為の有する特性を勘案し、付随行為（核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄）については、これをサイト内のものとサイト外のものとに分けた上で、

１）サイト内の付随行為については、本業と一体として考える趣旨から本業と同額を、

２）サイト外の付随行為については、本業との一体性が弱いことから行為の対象たる核燃料物質等が有する特性等を勘案した額を、

それぞれ賠償措置額としている。

(別紙 1) 原子炉の運転等の規模比較

賠償措置額 (単位：億円)	原子炉の運転等		加工・使用・運搬	廃棄物管理等	
3 0 0	・熱出力1万 kw 超 の原子炉の運転 (1号)	・再処理(6号)			
6 0	・熱出力100kw 超1 万 kw 以下の原子 炉の運転(2号)		・プルトニウム加工(5号) ・プルトニウム使用(8号) ・プルトニウム運搬(13 号)	・高レベル廃棄物がラス 固化体廃棄物管理 (10号) ・高レベル廃棄物がラス 固化体の運搬(13 号)	・使用済燃料の運搬 (13号)
1 0	・熱出力100kw 以下 の原子炉の運転(3 号)		・ウラン加工(4号) ・ウラン使用(7号) ・ウラン又は核燃料 物質によって汚染 された物の運搬(1 2号)	・廃棄物埋設(9号) ・高レベル廃棄物がラス 固化体以外の廃棄 物管理(11号) ・廃棄物埋設以外の 核燃料物質等のサ イト外廃棄(14号)	
備 考	熱出力によって区分、 1万 kw 超のものに ついては最大の賠償 措置額たる300億 円の措置を講じてい る。	再処理については、 取り扱う使用済燃料 の放射能強度等を勘 案して一万 kw 超の 原子炉の運転と同程 度と捉えている。	プルトニウムについては、 放射能強度や臨界危 険等を勘案してウラ ンよりも高い措置額 を設定。	高レベル廃棄物がラス 固化体については、放 射能強度等を勘案し てそれ以外の廃棄物 よりも高い措置額を 設定。	使用済燃料について は、放射能強度等か らプルトニウム、高レ ベル廃棄物と同程度 と捉えている。

(別紙2) 賠償措置額の特例額の改定経緯

(単位：億円)

区分・事業者	制定・改定年	昭和36年	昭和46年	昭和54年	昭和61年	平成元年
1 熱出力1万kw超の原子炉の運転 →電気事業者、動燃、原研		5 0	6 0	1 0 0	1 0 0	3 0 0
2 熱出力100kw超1万kw以下の原子炉の運転→なし		5	1 0	2 0	2 0	6 0
3 熱出力100kw以下の原子炉の運転 →メカ等、大学	1Kw超100Kw以下 1 1Kw以下 0.1	1	2	2	1 0	
4 加工→加工メカ、日本原燃、動燃		0 . 1	1	2	2	1 0
5 プルトニウムの加工→なし		－	－	－	－	6 0
6 再処理→動燃		－	6 0	1 0 0	1 0 0	3 0 0
7 核燃料物質の使用→メカ等、動燃、原研		0 . 1	1	2	2	1 0
8 プルトニウムの使用→加工メカ、動燃、原研		－	－	－	－	6 0
9 廃棄物埋設→日本原燃		－	－	－	2	1 0
10 ガラス固化体の管理→日本原燃		－	－	－	2 0	6 0
11 10以外の廃棄物管理→なし		－	－	－	2	1 0
12 核燃料物質等の運搬 →電気事業者、動燃、原研、加工メカ等	1 又は 0 . 1 （注）	1	2	2	1 0	
13 プルトニウム、使用済燃料、ガラス固化体の運搬 →電気事業者、動燃、原研、日本原燃	－	使用済 1 0	使用済 2 0	使用済+ガラス 2 0	6 0	
14 1～11以外の核燃料物質等の廃棄(例: 海洋投棄) →なし	－	－	2	2	1 0	
特例額を決定するにあたっての基本的考え方 (注) ・ 1 K w 超の原子炉の運転に付随する核燃料物質等の運搬 1 ・ 加工、使用に付随する核燃料物質等の運搬..... 0 . 1 ・ 天然ウラン等の運搬..... 0 . 1	・ 具体的特例額は、米国や旧西独の例、国内民間保険の単独消化能力を参考とし 5 億円以下。 ・ 最低額は旧西独の例により0.1億円。 ・ 運搬については臨界危険はほとんど考えられないので、原則 1 億円、天然ウランは汚染の危険性も極めて小さいので、0.1億円。	・ 専門部会答申で特例額の最低額の引き上げを指摘。 ・ 同答申を受け1Kw以下の原子炉、加工、核燃料物質の使用及び新燃料の運搬については、旧西独等の例を参考に0.1億円を1億円にした。また、使用済燃料の運搬については国際輸送等の措置額を参考に10億円とした。	・ 物価上昇率に合わせて2倍に引き上げた。 ・ 原子炉等規制法の改正（サイト外廃棄に関する規定の新設）に伴い、特例額を追加。	・ 原子炉等規制法の改正（廃棄の事業に関する規定の新設）に伴い、特例額を追加。（具体的な額については、低レベルと高レベルに分けて設定）	・ 法定措置額の引き上げ率と同程度の率で引き上げた。 ・ プルトニウムについては、放射能強度及び臨界危険等を考慮して、その加工・使用・運搬につき特例額を追加。	